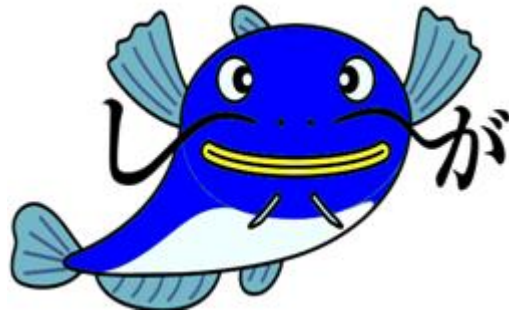


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(総会運営規程)



平成 24 年 4 月 1 日制定
令和 2 年 6 月 12 日改定

総 会 運 営 規 程

平成 24 年 4 月 1 日制定

令和 2 年 6 月 12 日改定

(総 則)

第1条 公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の総会運営は、定款およびこの規程の定めることによる。

(司会者)

第2条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

(議長の選出)

第3条 司会者は、仮議長となって議長を選出する。

2. 議長は 2 名とする。

(資格審査委員会)

第4条 議長は、出席者の資格を審査するため、資格審査委員会を設ける。

2. 資格審査委員は、地区ごとに選出された地区代表と、理事 2 名をもって構成される。

3. 委員長は、地区代表の互選によって選出される。

(資格審査委員会の任務)

第5条 資格審査委員会は、総会出席会員および書面出席会員の資格を審査し、委員長は資格審査の結果を総会に報告する。

(議事運営委員会)

第6条 議長は、会議を円滑に運営するため、議事運営委員会を設ける。ただし、資格審査委員が兼ねることができる。

(議事運営委員会の任務)

第7条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

- (1) 議事日程の時間の割り振りと変更
- (2) 会議混乱のときの収拾、その他事故ある場合の処置
- (3) 会員からの提案および動議の受付ならびにその処置
- (4) その他、議事運営に必要な事項

(書 記)

第8条 議長は、会議の議事を記録するため、書記 2 名を任命しなければならない。

(議長の宣言)

第9条 議長は、総会の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会、あるいは延会を宣言する。

2. 議長は、案件を審議するときは、その旨を宣言する。

(発言者)

第10条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。指名を受けたときは、発言に先立ち所属地区（または施設）、氏名を明確にし、発言終了後その要旨を書面で提出しなければならない。

(議案提出および動議)

第11条 総会に提案する場合は次による。

- (1) 提案要旨を必要部数印刷し、総会の日々の 20 日前までに会長に提出しなければならない。
- (2) 修正動議は、あらかじめ文章を必要部数印刷し、総会の 3 日前までに会長に提出しなければならない。
- (3) 緊急の事情により総会当日提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員長に提出しなければならない。
- (4) 予算を伴う動機については、修正の結果、必要な予算書を添付しなければならない。

(採 決)

第12条 採決を行うときは、議長はその表決に付する議題を宣言しなければならない。

第13条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案にもっとも遠い修正案より先に表決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第14条 表決は次の方法とする。

- (1) 拍手
- (2) 挙手
- (3) 起立
- (4) 無記名投

第15条 採決を行った場合は、議長はその結果を宣言する。

(議事録)

第16条 議長は、議事録署名人を定め、総会終了後 1 ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

(傍聴者)

第17条 傍聴者は定められた場所において傍聴する。

(発言停止及び退場)

第18条 議長は、この規程に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止、あるいは退場させることができる。

(改 廃)

第19条 この規程は定款を遵守し、改廃は理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、令和 2 年 6 月 12 日開催総会での承認を得て一部改定し、同日より施行する。